

協議第41号 協定項目9 一般職の職員の身分の取扱いについて

- 1 都幾川村及び玉川村の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。
- 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給料月額を保障する。

協議第42号 協定項目14 事務組織及び機構の取扱いについて

- 1 新町の事務組織及び機構については、合併時まで再編する。
- 2 事務組織及び機構の再編に当たっては、分庁方式による窓口分散等、住民の混乱を招かないよう、わかりやすく、利用しやすい組織及び機構に整備する。

協議第43号 協定項目22-9 住民窓口業務の取扱いについて

- 1 各種証明書発行については、合併時に再編する。
- 2 窓口延長については、合併時に再編する。
- 3 郵便局における取扱いについては、現行のとおり、都幾川郵便局のみ実施する。
- 4 電話予約サービスについては、都幾川村の例により、合併時に統合する。

協議第44号 協定項目22-10 国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 国民健康保険税
 - (1)納期については、7月から2月の8期とし、都幾川村の例により、合併翌年度当初に統合する。
 - (2)仮算定については、合併年度限りで廃止する。
 - (3)税率については、合併翌年度当初に再編する。
 - (4)最高限度額については、現行のとおりとする。
 - (5)軽減措置については、現行のとおりとする。
 - (6)減免措置については、合併時に再編する。
- 2 国民健康保険基金
 - (1)基金については、すべて新町に引き継ぐ。
 - (2)高額療養費資金貸付については、限度額を見込額の90%とし合併時に再編する。
 - (3)出産費資金貸付については、限度額を見込額の80%とし、合併時に再編する。
- 3 短期被保険者証については、合併翌年度当初に再編し、資格証明書については、合併後検討する。
- 4 国民健康保険運営協議会については、合併翌年度当初に再編する。
- 5 出産育児一時金、葬祭費については、現行のとおりとする。